

# 広島市復興工事事務所だより (八木・緑井地区版 No.10)

発行  
広島市都市整備局  
復興工事事務所

◇ 概要 ～ 第17号は、新しく発注した  
工事・業務について紹介します ～

- 1 普通河川迫田川改良工事が始まります …… 1ページ
- 2 市道拡幅の測量・実施設計を発注しました …… 1ページ
- 3 被災者生活再建相談のご案内 …… 2ページ



## 1 普通河川迫田川改良工事が始まります

普通河川迫田川の改良工事の施工業者が決まりましたので、下記のとおり工事が始まります。

工事名 : 普通河川迫田川改良工事  
 施工業者 : 有限会社トモオキ  
 工事時期 : 平成28年10月下旬～12月下旬(予定)  
 工事場所 : 安佐南区八木六丁目ほか(国道54号横断部)



なお、関係する町内会・自治会の皆様には、別途、案内文を回覧しています。

また、平成28年度は、五反田川、5溪流の雨水排水施設の整備、安佐南1区126号線の市道拡幅についても、工事発注する予定です。施工業者が決まり次第、お知らせします。

## 2 市道拡幅の測量・実施設計を発注しました



都市計画道路の工事用道路として一時的に市道を部分的に拡幅することを目的とした、測量・実施設計を行います。場合によっては、敷地内に立入りをさせていただきますが、その際には、お声掛けさせていただきますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 3 被災者生活再建相談のご案内

#### 生活再建に関するお困り事やお悩み事はございませんか？

～弁護士、司法書士、税理士、建築士などの専門家(※)が無料でご相談に応じます。～

お隣さんと敷地の境界  
のこともめているけ  
ど、どうしたら良いか  
わからない。

現地で家を建てたい  
けど、宅地の安全性  
は大丈夫かな？



被災土地を相続した  
いけど、税金はどのく  
らい？

移転補償金はもらっ  
たけど、どのくらい  
税金がかかるの？

※【専門家の職種】

弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、  
技術士、建築士、土地家屋調査士、海事代理士、  
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

被災された方の生活再建に関するお困り事やお悩み事のうち、相続、税、隣地との境界、宅地・建物の安全性など、専門家の対応が必要な相談について、ご都合の良い日時に最寄りの公民館等に専門家を派遣し、個別に相談していただける機会を設けています。

専門家への相談を希望される方は、下記までお気軽にご連絡ください。

#### 連絡先

広島市都市整備局都市整備調整課復興まちづくり係 電話(082)504-2666(直通)  
※復興工事事務所や広島市安佐南区役所被災者支援総合窓口にご連絡いただいても結構です。

#### ◎ ご相談ください

復興事業に関するご相談は、下記までお気軽にご連絡ください。

広島市都市整備局復興工事事務所(八木・緑井地区担当)

所 在：安佐南区緑井六丁目29番28号(安佐南区役所佐東出張所2階)

連絡先：第一用地係 082-870-6293、6294

第一工務係 082-877-3354、3356



# 復興工事事務所



当事務所の職員は、このマークの腕章を着用していますので、  
現地で見かけた際は、お気軽にお声かけください。

「広島市復興工事事務所だより」は、広島市ホームページでもご覧いただけます。

広島市ホームページ > 平成26年8月豪雨災害復興支援サイト > 復興まちづくりビジョン  
> 広島市復興工事事務所だより

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1431571540039/index.html>

